個人情報の取扱いに関する契約書

公益財団法人日本ゴルフ協会（以下、「甲」という）と【開催施設または団体の名称】（以下、「乙」という）とは、JGA WAGスクールの実施に伴い、乙が甲に提供する個人情報（以下、「個人情報」という）の取扱いについて、次の通り契約した。

（目的）

第1条　甲と乙は、個人情報の適切な保護を図るために、この契約を締結し、個人情報の保護のために万全を期するものとする。

（秘密保持）

第2条　甲は、JGA WAGスクールの実施に伴い、共同して利用する目的で乙より提供を受けた個人情報を第三者に開示、公表または漏えいしてはならない。

２．甲は、乙より提供を受けた個人情報を厳重に管理し、保持する義務を負う。

３．甲は、乙より提供を受けた個人情報について、利用目的に必要な限度で、アクセスすることができる。

４．前項の場合、甲は、個人情報にアクセスした職員等に対し、甲と同様の秘密保持義務を負わせなければならない。

５．甲および乙は、あらかじめ個人情報のアクセス者に対して、個人情報への不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざんまたは漏えいを行わないよう教育を徹底するものとする。

（目的外の加工・利用・複写・複製等の禁止）

第3条　甲は、乙より提供を受けた個人情報について、利用の目的外の加工、利用、複写、複製等をしてはならない。

（窓口責任者の設置）

第4条　甲及び乙は、個人情報の授受、その他個人情報の保護に関し互いに相手方からの問い合わせ、要求等に速やかに対応するため、それぞれ窓口となる責任者を指名のうえ、書面により相手方に通知するものとする。

（委託）

第5条　甲は、乙の書面による許可なく、委託先に、個人情報を提供してはならない。

２．甲が、乙の書面による許可に基づいて、委託先に個人情報を提供する場合でも、甲は乙に対する本契約に基づく義務を一切免れず、甲は、十分な秘密保持の水準を満たす委託先を選定するとともに、本契約で定める全ての義務を当該委託先にも順守させなければならない。

３．甲は、乙から請求がある時には、乙に対し委託先における個人情報の取り扱いについて報告しなければならない。

（検査・改善要求）

第6条　甲は、いつでも、乙の事務所等に立ち入り、個人情報の管理状況を検査することができる。また、それらに関し、甲が乙に報告を求めたときには、乙は甲に対し速やかに所要事項を報告しなければならない。

２．甲が、個人情報の管理状況について、乙に対し改善要求を申し入れた場合は、乙はこれに従わねばならない。

（有効期間）

第7条　本契約の有効期間は、【令和　　年　　月から令和　　年　　月　　日】までとする。ただし、契約期間の満了1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、本契約はさらに1年間有効なものとし、以降この例による。

２．本契約に定める乙の秘密保持義務については、本契約の有効期間経過後も期間を定めることなく有効に存続するものとする。

（情報の返還・消去・廃棄）

第8条　甲および乙は、本契約期間満了後、もしくは、期間満了前であっても、以降個人情報の提供を受け保持する必要がなくなったことを甲乙で確認した場合は、その日より1ヵ月以内に、乙より提供を受けた文書、または磁気ディスク等の一切の個人情報媒体物、乙の承諾を受けて甲が作成した複写物・複製物等を乙に返還、もしくは消去または破棄しなければならない。

（通知・調査）

第9条　甲は、乙が甲に対し提供した個人情報について、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいを原因として、第三者から損害賠償をはじめとする請求を受けた時は、速やかにその旨を乙に通知する。

２．甲は、前項の通知の後、速やかに原因を調査する。

３．甲は、乙に対し、書面により、当該事項の発生状況、発生原因、結果等の調査の結果を、速やかに報告するものとする。

（損害賠償）

第10条　本契約の有効期限内または有効期限後に、甲あるいは甲の関係者が、共同利用に係る個人情報を漏えいし、または不正に使用した場合、甲はその責めに任じ、これにより乙または第三者に生じた一切の損害を賠償する。ただし、甲の定めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。

（協議）

第11条　本契約に定めのない事項、または解釈に疑義の生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

（準拠法・合意管轄）

第12条　本契約の準拠法は日本法とし、本契約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　以上、本契約成立の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有するものとする。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

 甲 東京都中央区八丁堀2‐24‐2　八丁堀第一生命ビルディング４階

 公益財団法人日本ゴルフ協会

 専務執行役　　山　中　博　史

　　　　乙